事業主・社会保険事務担当の皆さまへ

「日本年金機構からのお知らせ」社会保険事務のポイント　Vol.1

社会保険の各種届出について「提出のタイミングがわからない」「記入を間違えて返戻になってしまった」「最近担当になったばかりで不安」などの声にお応えするため、定期的に、事務を行う際のポイントや皆さまに気を付けていただきたいことを発信します。今回は、**令和５年度「算定基礎届」**の提出についてお知らせします。

Ⅰ．「算定基礎届」について

実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、すべての被保険者の標準報酬月額を毎年一回見直します。これを定時決定といいます。この定時決定を行うため、事業主の皆さまは、その年の４月、５月、６月に支払われた、被保険者・被用者の報酬月額を「算定基礎届」により届出する必要があります。

届出された４月、5月、６月の３カ月（いずれも支払基礎日数１７日以上※）の報酬月額の平均額により標準報酬月額を決定し、その年の９月から翌年８月までの各月に適用します。

※　支払基礎日数とは、報酬の支払い対象となる日数のことで、時給・日給制の場合は実際の出勤日数、月給・週給制の場合は暦日数で判断します。また、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は１１日以上ある月を算定の対象とします。

Ⅱ．提出について

提出期間	毎年７月１日～１０日まで（１０日が土曜または日曜の場合は翌営業日）
提出方法	電子申請または事業所の所在地を管轄する事務センターへ郵送 （事業所の所在地を管轄する年金事務所の窓口に提出することもできます。）

【提出する届書】

「健康保険・厚生年金保険　被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険　７０歳以上被用者算定基礎届」

※令和３年度より「算定基礎届総括表」の提出は不要となっております。

【提出対象者】

令和５年７月１日現在の全ての被保険者および７０歳以上被用者が対象となります。

ただし、以下（１）～（４）のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

（１）　令和５年６月１日以降に資格取得した方　　（２）　令和５年６月３０日以前に退職した方

（３）　７月改定の月額変更届を提出する方※　　（４）　８月・９月に月額変更届の提出が予定されている方※

※　紙による届出の場合は、（３）および（４）の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄「3. 月額変更予定」に〇を記入してください。

※　（３）の方は、同時に７月改定の「月額変更届」を提出してください。

※　電子媒体および電子申請の場合は、（３）および（４）の方を除いて作成してください。

Ⅲ．記入について

算定基礎届をご記入いただく際の注意事項を、記入例を用いてご説明します。

①支払基礎日数が３カ月とも１７日以上のとき

≪記入例≫

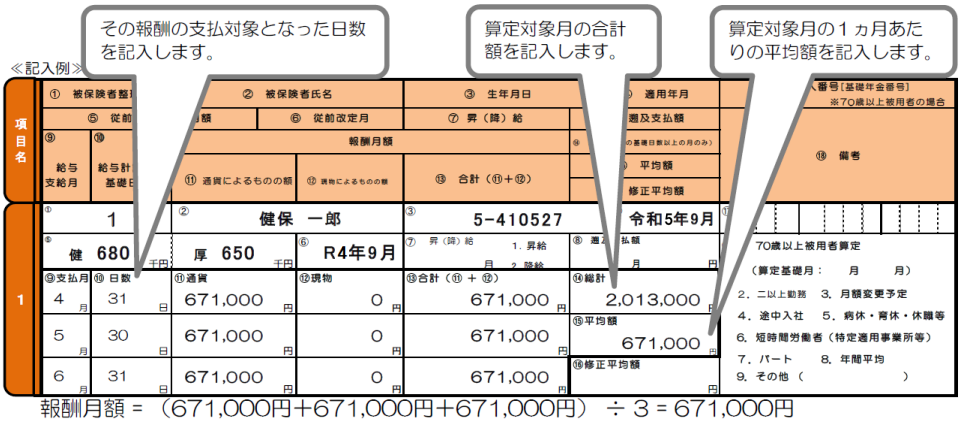

報酬月額 ＝（671,000円＋671,000円＋671,000円）÷３＝671,000円

※　報酬月額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てとします。

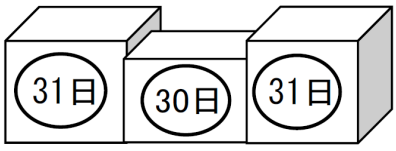

月給制・毎月20日締切、当月25日支払

4月、5月、6月に支払われた給与の合計額を、その月数「３」で割った額が報酬月額になります。

日本年金機構
Japan Pension Service

②支払基礎日数に１７日未満の月があるとき

支払基礎日数に１７日未満の月がある場合⇒支払基礎日数が１７日以上の月を対象として算定を行います。

≪記入例≫

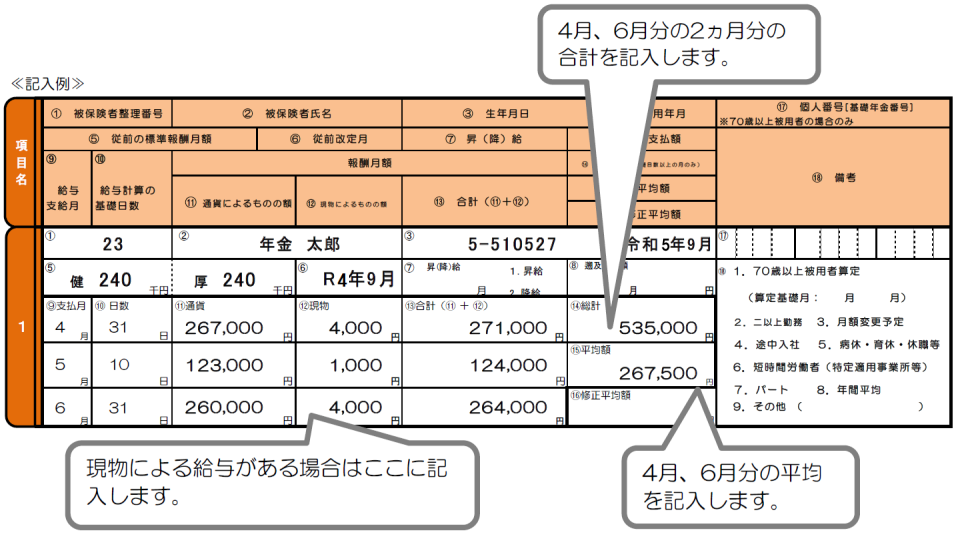

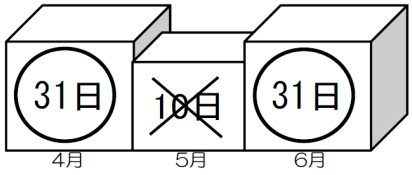

（例）給与規定
月給制・毎月20日締切、当月25日支払

17日未満の月を除いた4月・6月の報酬の合計をその月数「2」で割って報酬月額を算出します。

報酬月額 = （271,000円＋264,000円） ÷ 2 = 267,500円

※　17日未満の月が2ヵ月ある場合は、残りの1ヵ月（17日以上の月）のみの報酬で算出します。

③給与の支払い対象となる期間の途中から入社したとき

給与の計算期間の途中から資格取得したことにより、１カ月分の給与が支給されない月がある場合
⇒支払基礎日数が１７日以上であっても、１カ月分の給与が支給されない月（途中入社月）は除いて算定を行います。

≪記入例≫

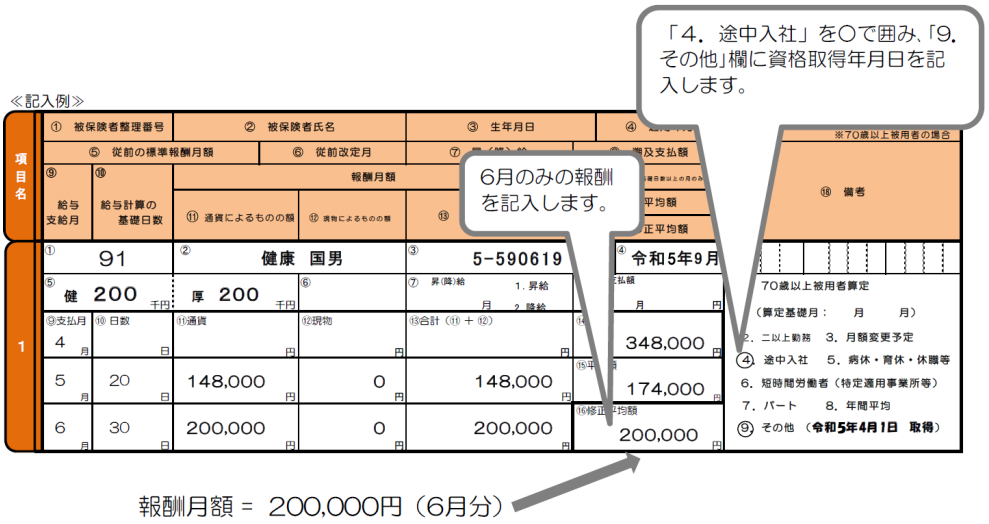

（例）４月１日入社
毎月20日締切、翌月10日支払

４月分の給与は、日割計算になり、1ヵ月の給与が支給されないため、その月を除いた月で報酬月額を算出します。

日本年金機構ホームページに掲載中の「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」には、ほかにも様々なケースを掲載しております。記入の際の参考にしてください。
また、よくあるお問い合わせとその回答については、日本年金機構ホームページ内「算定基礎届（定時決定）相談チャット」にて２４時間いつでもご確認いただけます。

「算定基礎届」について、詳細は右のURLまたは二次元コードより、「算定基礎届　特集ページ」をご確認ください。
手続きの概要や取り扱いの事例集、記入方法等に関する説明動画等にもアクセスできます。

令和５年度算定基礎届　特集ページ

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/santei.html

2306 1017 020